

新潟市みどりの田園クレジット販売要領

(趣旨)

第1条 本要領は、新潟市 J-クレジット普及推進協議会（以下「協議会」という。）が、新潟市保有の J-クレジット（以下「新潟市みどりの田園クレジット」という。）をカーボン・オフセットに取り組む法人に販売するにあたり、必要な事項を定める。なお、販売に関する一切の事務は、本要領のほか、協議会と新潟市の間で別に定める事務委任契約に基づき行うものとする。

(定義)

第2条 本要領において、用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) J-クレジット制度

「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度実施要綱」（平成 25 年 4 月 17 日付け経済産業省、環境省、農林水産省策定）及びこれに付随する諸規定等（J-クレジット制度認証委員会が制定するものを含む。）に基づき、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組みによる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度をいう。

(2) J-クレジット

J-クレジット制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量をいう。

(3) 新潟市みどりの田園クレジット

J-クレジットのうち、新潟市が水稻栽培における中干し期間の延長の取り組みで取得した J-クレジットをいう。

(4) 新潟市みどりの農業推進プロジェクト

新潟市が運営管理者となり、取り組みの推進団体として協議会が実施する温室効果ガスの排出削減活動で、J-クレジット制度に登録されたプログラム型プロジェクト（プロジェクト番号：JCS-PJP00304）をいう。

(5) 新潟市みどりの農業推進プロジェクト会員

新潟市みどりの農業推進プロジェクトに参加し、水稻栽培における中干し期間の延長に取り組む農業者をいう。

(6) カーボン・オフセット

自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、J-クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。

(7) J-クレジット登録簿

J-クレジット制度に基づいて温室効果ガスの排出削減量・吸収量を認証し、発行される J-クレジットの保有、移転、無効化等を記録する国管理の電子的台帳をいう。

(8) 保有口座

J-クレジット登録簿において、J-クレジットを保有するための口座をいう。

(9) 移転

J-クレジット登録簿において、J-クレジットの保有者を変更することをいう。

(10) 無効化

カーボン・オフセットで使用した J-クレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、J-クレジット登録簿上で J-クレジットを無効化口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることをいう。

(購入希望者の募集)

第3条 協議会長は、新潟市みどりの田園クレジットの購入希望者の募集を、原則として協議会ホームページにより行うものとする。

2 購入希望者は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する法人であることを条件とする。

(1) 新潟市内に本社、本店、支店、営業所もしくは工場等（以下「本社等」という。）を有する法人（市内の住所が確認できるものに限る）であり、新潟市税に未納がないこと。

(2) 購入申込時において、新潟市内に本社等を有していない法人で、今後、新潟市内に本社等を新設又は移設予定の法人であること。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる法人は対象外とする。

(1) 各種法令に違反している法人

(2) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている法人

(3) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない法人

(4) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する法人

(5) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした法人

(6) その他、新潟市みどりの田園クレジットの販売先として適切でないと認められる法人

(販売単価、販売単位)

第4条 協議会長は、新潟市みどりの田園クレジットの販売を、新潟市が保有する数量の範囲内で期間を定めて行うものとし、最低販売数量、最低販売単価、募集期間等は、募集の都度、新潟市みどりの田園クレジット販売募集要項（以下「募集要項」という。）で定めた上で、協議会ホームページ等で公表するものとする。

2 協議会長は、新潟市みどりの田園クレジットを 1t-CO2 単位で販売するものとする。ただし、1者あたりの販売数量に上限を設定することができるものとする。

(購入希望の申込み)

第5条 購入希望者は、申込書類（様式第1号から様式第3号まで）を持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により協議会長に提出するものとする。

- 2 協議会長は、前項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対して、新潟市みどりの田園クレジットの販売に必要な範囲内において資料の提出を求めることができる。

(購入者の決定)

第6条 協議会長は、前条の規定による申込みがあった場合は、別に募集要項で定める「評価基準」により当該申込みの内容を審査の上、評価点が高いものから順に購入候補者を決定する。なお、同点の場合は、購入希望単価が高い者を優先とする。

- 2 協議会長は、前項の規定により購入候補者を決定したときは、新潟市長に審査結果を通知するものとする。
- 3 新潟市長は、前項の規定により協議会長から通知を受けた後、協議会長が決定した上位の購入候補者から順に、申込みのあった購入希望数量に応じて新潟市みどりの田園クレジットを販売する。なお、販売残数量が下位の購入候補者の購入希望数量に満たなかった場合は、新潟市長が購入候補者の意向を確認し、調整の上決定する。
- 3 新潟市長は、購入候補者の中から購入者を決定したときは、購入候補者に販売可否決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 新潟市長は、前条第3項の規定により購入者を決定したときは、契約書（様式第5号）を作成し、契約を締結する。

(売買代金の納付)

第8条 購入者は、新潟市みどりの田園クレジットの売買代金を、新潟市長が発行する納入通知書により、指定された期日までに納入するものとする。

(売却益の還元)

第9条 新潟市長は、協議会を通じて、新潟市みどりの農業推進プロジェクト会員に、新潟市みどりの田園クレジットの売却益の一部を還元した後、その残額を新潟市みどりの農業推進プロジェクトに関する経費に充てるものとする。

(新潟市みどりの田園クレジットの移転・無効化)

第10条 新潟市長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、J-クレジット登録簿の操作により、新潟市の保有口座から購入者が指定する保有口座へクレジットの移転手続きを行うものとする。

- 2 購入者が口座を保有しない場合又は口座を指定しない場合は、前項の規定に関わ

らず、新潟市長が J-クレジット登録簿の操作により、新潟市みどりの田園クレジットの無効化を行うものとする。

（証明書の発行）

第 1 1 条 新潟市長は、新潟市みどりの田園クレジットを販売した証として、購入者に対し、前条の移転又は無効化手続き完了後に購入量を記載した証明書（様式第 6 号）を発行するものとする。

（使用後の報告）

第 1 2 条 購入者は、新潟市みどりの田園クレジットの使用後、その使用方法等についての報告書（様式第 7 号）を持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により、使用した年度の年度末までに協議会長に提出するものとする。

（裁判管轄）

第 1 3 条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、新潟市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

（協議）

第 1 4 条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議会長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第 1 5 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は協議会長が別に定める。

附 則

本要領は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。

附 則

本要領は、令和 8 年 3 月 2 4 日から施行する。

附 則

本要領は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

本要領は、令和 8 年 5 月 2 9 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市 J-クレジット普及推進協議会長

（所在地）

（法人名称及び代表者の氏名）

印

新潟市みどりの田園クレジット購入希望申込書

新潟市みどりの田園クレジットについて、次のとおり関係書類を添えて購入希望申込書を提出します。

添付書類

- 1 新潟市みどりの田園クレジット購入計画書（1）（様式第 2 号）
- 2 新潟市みどりの田園クレジット購入計画書（2）（様式第 3 号）
- 3 法人の規約・定款の写し
- 4 新潟市内に本社等を有する法人にあっては、納税証明書（未納が無い旨記載されたもの）
- 5 購入申込時において、新潟市内に本社等を有していない法人で、今後、新潟市内に本社等を新設又は移設予定の法人にあっては、土地売買・賃貸借契約書（案）、建物建築請負契約書（案）、建物売買・賃貸借契約書（案）など
- 6 その他必要に応じて協議会長が求める書類

様式第2号（第5条関係）

新潟市みどりの田園クレジット購入計画書（1）

1	購入希望者 (契約者)	法人名		【設立年月： 年 月】	
		代表者名			
		所在地		〒	
		電話番号			
		担当者	所属・氏名		
			電話番号		
			FAX		
電子メール					
2	法人情報	※新潟市内に本社又は本店を有する法人で、項目1の購入希望者欄と同一内容の場合、項目2は省略可とします。			
		法人名		【設立年月： 年 月】	
		代表者名			
		所在地		〒	
		電話番号			
		担当者	所属・氏名		
			電話番号		
			FAX		
			電子メール		
3	法人概要	従業員数		資本金	
		売上高		経常利益	
4	申込資格 (□に✓を入れてください)	□ 新潟市みどりの田園クレジット販売要領第3条第3項各号のいずれにも該当しません。			
5	移転・無効化 (いずれかに✓を入れてください)	□ J-クレジット登録簿に口座を保有又は、今後保有する予定があるので、指定する保有口座に移転を希望			
		□ J-クレジット登録簿に口座を保有していないので、無効化を希望			
6	プレス発表等に関する希望	※希望する公表内容、公表時期がありましたらご記入ください。			
7	協議会ホームページでの 掲載方法 (いずれかに✓を入れてください)	□ 社名等の固有名詞を、ホームページで公表することを希望			
		□ 社名等の固有名詞を、ホームページで公表しないことを希望			
8	活動概要	※事業内容、活動拠点等をご記入ください			

様式第3号（第5条関係）

新潟市みどりの田園クレジット購入計画書（2）

1	新潟市内の 拠点所在地 (該当項目に✓の上、所在地をご記入ください)	☐ 新潟市内に本社又は本店を有する (本社又は本店の所在地) 〒 新潟市 区 ☐ 購入申込時において、新潟市内に本社等を有しておらず、今後、新潟市内に本社等を新設又は移設予定である (新設又は移設予定の拠点所在地) 〒 新潟市 区 ☐ 新潟県内に本社又は本店があり、新潟市内に支店、営業所又は工場等を有する (新潟市内の支店、営業所又は工場等の所在地) 〒 新潟市 区 ☐ 新潟県外に本社又は本店があり、新潟市内に支店、営業所又は工場等を有する (新潟市内の支店、営業所又は工場等の所在地) 〒 新潟市 区	
2	温室効果ガス（GHG） 排出量算定、排出削減目標 設定状況 (該当項目に✓を入れて ください)	☐ 自社の GHG 排出量を算定し、排出削減目標を設定、かつ削減目標を公開している ☐ 自社の GHG 排出量を算定し、排出削減目標を設定している ☐ 自社の GHG 排出量を算定しているが、排出削減目標は設定していない ☐ 自社の GHG 排出量を算定していない ※排出削減目標を自社ホームページ等で公開している場合は、 <u>その公開資料を添付してください。</u>	
3	購入希望単価	円/トン（t-CO2）（税込）	
	購入希望量	トン（t-CO2）	
	クレジット創出地域の 希望有無	☐ 希望あり （ ） 区 ☐ 希望なし	
4	クレジットの用途	使用者	
		使用内容	
		使用時期	
5	環境配慮の事業者認定・ 脱炭素化に関する補助金 活用実績 (該当項目に✓を入れて ください)	新潟市環境優良事業者等認定制度において、 ☐ 環境優良事業者等の認定を受けている ☐ 環境優良事業者等の認定を受けていない	
		補助金活用実績 ☐ 新潟市中小企業生産性向上・グリーン設備投資補助金（R4～R6） ☐ 新潟市省力化・省エネ化補助金（R7-）	

新潟市長 印

年 月 日付けで申込みのありました新潟市みどりの田園クレジットの購入につきまして、審査の結果、購入者として決定しましたので、新潟市みどりの田園クレジット販売要領第6条第3項の規定により下記のとおり通知します。

記

販 売 量	トン (t-C02)
販 売 単 価	円/トン (t-C02) (税込)
販 売 金 額	円 (税込) (うち消費税及び地方消費税の額 円)
備 考	

様式第4-2号(第6条関係)

新農研七第 号
年 月 日

様

新潟市長 印

新潟市みどりの田園クレジット販売可否決定通知書

年 月 日付けで申込みのありました新潟市みどりの田園クレジットの購入につきまして、審査の結果、非売することに決定しましたので、新潟市みどりの田園クレジット販売要領第6条第3項の規定により通知します。

新潟市みどりの田園クレジット売買契約書

売出人新潟市（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、国の J-クレジット制度に基づく新潟市みどりの田園クレジットの売買に関し、ここに契約を締結する。

（信義誠実等の義務）

第 1 条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（定義）

第 2 条 この契約に別段の定めのない限り、本契約において用いられる用語については、次に定めるとおりとする。

（1）J-クレジット制度

「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度実施要綱」（平成 25 年 4 月 17 日付け経済産業省、環境省、農林水産省策定）及びこれに付随する諸規定等（J-クレジット制度認証委員会が制定するものを含む。）に基づき、省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組みによる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度をいう。

（2）J-クレジット

J-クレジット制度に基づいて認証された温室効果ガス排出削減・吸収量をいう。

（3）新潟市みどりの田園クレジット

J-クレジットのうち、新潟市が水稻栽培における中干し期間の延長の取組みで取得した J-クレジットをいう。

（4）カーボン・オフセット

自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、J-クレジットを購入することにより、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることをいう。

（5）J-クレジット登録簿

J-クレジット制度に基づいて温室効果ガスの排出削減量・吸収量を認証し、発行されるクレジットの保有、移転、無効化等を記録する国管理の電子的台帳をいう。

（6）保有口座

J-クレジット登録簿において、J-クレジットを保有するための口座をいう。

（7）移転

J-クレジット登録簿において、J-クレジットの保有者を変更することをいう。

(8) 無効化

カーボン・オフセットで使用したクレジットが再販売又は再使用されることを防ぐために、J-クレジット登録簿上で J-クレジットを無効化口座に移転し、それ以降移転できない状態にすることをいう。

(新潟市みどりの田園クレジットの売買)

第3条 甲は、次に掲げる新潟市みどりの田園クレジットを、次に定める販売数量及び販売金額により乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

(1) 販売数量 新潟市みどりの田園クレジット トン (t-C02)

(2) 販売金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円)

(代金の支払い)

第4条 乙は売買代金を、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに振り込まなければならない。

(新潟市みどりの田園クレジットの移転・無効化)

第5条 甲は、乙からの売買代金の支払いを確認後、第3条第1号に定める販売数量を J-クレジット登録簿により、甲の保有口座から乙の指定する保有口座又は無効化口座へ移転するものとする。

(秘密の保持)

第6条 甲及び乙は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても効力を有する。

(遅延利息)

第7条 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、第4条に規定する期間内に請求金額を支払わなかったときは、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(甲の解除権)

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が新潟市みどりの田園クレジット販売要領第3条第3項各号のいずれかに該当したとき。

(3) 前各号の場合によるほか、乙が本契約に違反したとき。

2 乙は、甲が前項の規定により契約を解除した場合、契約金額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第9条 乙は、この契約の履行に当たり、反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

(損害賠償)

第10条 甲又は乙は、本契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として相手方に支払わなければならない。

2 乙によってオフセットされた商品（サービス、イベント（会議）、自主活動）において第三者に損害が生じた場合、乙は自己の費用と責任において解決を図るものとし、甲は一切の責任を負わない。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(契約の費用)

第12条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第13条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(裁判管轄)

第14条 この契約に係る訴訟については、新潟市を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を
保有するものとする。

年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
新潟市長 印

乙

証 明 書

－CERTIFICATE－

（購入者） 様

新潟市が販売する新潟市みどりの田園クレジットについて、購入量は次のとおりであることを証明します。

We certify the purchase amount of Niigata City Green Countryside Credit (J-Credit produced by prolonging the mid-season drainage period of rice-paddies) sold by Niigata City is as follows:

購入量	_____トン（t-CO2）
Purchase amount	_____tons (t-CO2)
（内訳：	_____トン（t-CO2））
（Breakdown:	_____tons(t-CO2))

- ・プロジェクト名：新潟市みどりの農業推進プロジェクト
Project Name: Niigata City Green Agriculture Promotion Project
- ・プロジェクト番号：JCS-PJP00304
Project Number: JCS-PJP00304

年 月 日

新潟市長
Mayor of Niigata city

印



新潟市みどりの農業推進プロジェクト
Niigata City Green Agriculture Promotion Project

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

（あて先）新潟市 J-クレジット普及推進協議会長

（所在地）

（法人名称及び代表者の氏名）

印

新潟市みどりの田園クレジットの使用後報告書

購入した新潟市みどりの田園クレジットについて、次のとおり使用しましたので報告します。

記

1 購入年度

年度

2 購入量

トン（t-CO2）

3 使用方法

使用者	
使用内容	
使用時期	

※カーボン・オフセットに活用した場合で、使用した商品やイベント等の概要が確認できる資料がありましたら、添付してください。